

福島県最低賃金 時間額 828円

- ◎ 資料等、自由にご利用ください
 - ◎ 記事の要望や感想をお待ちしています！
(いわき労働基準協会までお寄せください)
- 署長室よりいわきAinosを望む (R03-10撮影)

年末年始無災害運動実施中 (2021.12.1~2022.1.15)

積極的に参加しましょう！ (詳しくは中央労働災害防止協会のホームページ参照)

STOP! 転倒災害

労働災害多発注意報発令中 (~12/31)

墜落・転落災害防止

職場の感染防止

現場指導・パトロール実施中

熱中症予防

転ばない
でね!

「福島冬季転倒災害防止運動」実施中! (~2022.2.28)

署長による「店舗パトロール」を実施しました

11月29日、いわき市内のスーパーマーケットのバックヤードを中心に、署長パトロールを実施しました。

パトロールでは、段差・マットのめくれ、冷凍庫・水や油を扱う場所等のつまずき・滑り危険箇所の転倒防止対策、また通路や作業場所において台車やカート等が適切に使用されているか等をチェックしました。パトロールを行った店舗では、「危険箇所マップ」の作成・周知、「転倒防止体操」の実施推進、防滑機能のある靴底の使用と定期的な点検など、良好な事例がみられました。



調理場の床を
チェック

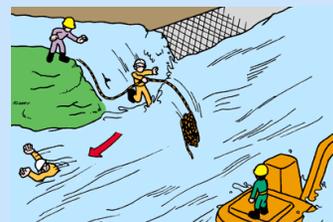
建設業のみなさまへ

河川工事における局地的な降雨等による増水に注意!

いわき市内各所で災害復旧、橋梁等の河川工事が施工されています。一方で、昨今の異常気象により、冬季など通常渇水期とされる時期に、局地的な大雨による河川の増水が発生しています。

今般、いわき市内の河川工事現場において、河川の急な増水により河川内に作業員が取り残され、消防隊に救助されるという事象が発生したため、いわき労働基準監督署では、災害防止団体及び関係機関に対し、河川工事の安全施工に関する要請を行いました (添付資料)。

河川工事に限らず、施工に当たっては、天候に関する早期の情報把握や、悪天候時の適切な避難計画の策定と関係者に対する周知徹底、訓練の実施等、天候急変に対する災害防止対策の確立をよろしくお願いします。



イメージ図(職場のあんぜん
サイトから引用)

中央労働委員会「労使関係セミナー」を動画配信 (無料です)

中央労働委員会では、労働紛争に関する制度と紛争の解決をサポートする機関の労働委員会について、労使関係者等の理解を深めることを目的としたセミナーを開催しています。

今回のテーマは「労働時間に関する法律問題~時間外割増賃金に関する判例、副業・兼業における労働時間管理について~」講師は中央労働委員会東日本区域地方調整委員、成蹊大学法学部法律学科教授 原昌登氏です。動画配信の視聴は→[中央労働委員会セミナーページ](#)へ

(災害防止団体の長) 殿

いわき労働基準監督署長

河川工事における局地的な降雨等による労働災害防止の徹底について（要請）

労働基準行政の運営及び労働災害の防止につきましては、日頃よりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 12 月 1 日の早朝に降った大雨につきましては、気象庁より大雨警報が発報されたほか、河川増水による氾濫警戒のためいわき市内の一部地域で避難指示が出されたところですが、今般、夏井川河川災害復旧工事現場において、増水した河川内の仮堤防に作業員が取り残され、消防隊に救助されるという事案が発生しました。けが人等はありませんでしたが、本件の如き死亡災害や重大災害につながりかねない事案が発生したことは、極めて遺憾であります。

近年は異常気象により、冬季（渇水時期）でも局地的な大雨による河川の増水が発生していることから、今後、同種の事案が発生する危険性が考えられます。

ついては、貴職におかれましては、平成 21 年 8 月 31 日付け基安安発 0831 第 1 号厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長通達に基づき、下記の安全管理対策の徹底について、会員事業場等に対し周知していただきますよう要請いたします。

記

- 1 上流域の降雨等による河川等の水位の上昇による危険性について、あらかじめ発注者、河川管理者等からの情報等をもとに把握しておくこと。
- 2 大雨注意報の発令等、上流域への降雨に関する情報を迅速に把握する体制を構築しておくこと。
- 3 上記 1 で得た情報等をもとにあらかじめ避難基準を設定するとともに、緊急時の警報及び避難の方法を定めておくこと。
- 4 局地的な降雨等により、河川等の水位が急激に上昇するおそれがあるときは、河川内等で作業を行わないこと。
- 5 作業中において、降雨等により河川等の水位が急激に上昇するおそれが生じたときは、直ちに作業を中止し、労働者を安全な場所に退避させること。
- 6 河川内等で作業を行う労働者に対して、降雨等により急激に水位が上昇するおそれがあること並びに避難基準及び避難方法について、あらかじめ周知しておくこと。

参 考

基安安発 0831 第 1 号

平成 21 年 8 月 31 日

建設業労働災害防止協会会長 殿
社団法人全国建設業協会 会長 殿
社団法人日本土木工業協会会長 殿
社団法人日本建設業団体連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

局地的な降雨等による河川等内作業における労働災害防止の徹底について

局地的な大雨等による河川・下水道管内等作業における労働災害の防止については、平成 20 年 8 月 5 日付け基安安発第 0805001 号をもって、その徹底を要請したところですが、今般、別添のとおり、河川内において構造物を調査していたところ、急激な増水により、作業員 5 名が流され、そのうち 4 名が死亡する労働災害が発生しました。

本労働災害の発生原因については、現在、調査中ですが、下水道や都市部の小規模のものも含めた河川においては、局所的な降雨等により急激な増水が起きやすく、同種の労働災害の発生が懸念されるところです。

つきましては、貴団体におかれましても、同種の災害を防止するため、下記の対策を講じるよう関係事業場等に改めて周知徹底していただきたく要請します。

記

- 1 上流域の降雨等による河川等の水位の上昇による危険性について、あらかじめ発注者、河川管理者等からの情報等をもとに把握しておくこと。
- 2 大雨注意報の発令等、上流域への降雨に関する情報を迅速に把握する体制を構築しておくこと。
- 3 上記 1 で得た情報等をもとにあらかじめ避難基準を設定するとともに、緊急時の警報及び避難の方法を定めておくこと。
- 4 局地的な降雨等により、河川等の水位が急激に上昇するおそれがあるときは、河川内等で作業を行わないこと。
- 5 作業中において、降雨等により河川等の水位が急激に上昇するおそれが生じたときは、直ちに作業を中止し、労働者を安全な場所に退避させること。
- 6 河川内等で作業を行う労働者に対して、降雨等により急激に水位が上昇するおそれがあること並びに避難基準及び避難方法について、あらかじめ周知しておくこと。